

学校法人会計とは

【概要】

学校法人とは、学校教育法、及び私立学校法で規定された私立学校の設置を目的として設立された法人です。学校法人の会計処理については、学校法人会計基準が定められており、私立学校振興助成法第14条において、国または地方公共団体からの補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準(学校法人会計基準)に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、所轄庁へ届け出ることが義務付けられています。

また、財務計算書類のほか、収支予算書、公認会計士又は監査法人の監査報告書も届け出なければならないことになっています。

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

【会計基準の違い】

営利法人の企業会計原則は、経営成績を表す損益計算書と財政状態を表す貸借対照表の2表が基本となっています。さらに、キャッシュフロー計算書や附属明細表もその内容が強化され、最近ではインターネット等で公開されています。各企業の企業会計原則に則った決算書の公開は、取引先や投資家の意思決定の判断材料ともなります。

一方、学校法人は、企業会計の損益重視に対して収支計算重視となります。これは、企業は企業の利害関係者がその利益に強い関心を持つのに対し、学校法人の利害関係者＝学生・生徒、保護者等の有償でサービスを受ける人たちや寄付金拠出者等は、拠出した資金の使われ方に強い関心を持つとされているからです。

営利法人は利益をあげることは当然ですが、学校法人は法人の存続基盤を固めつつ、教育・研究活動を進めるうえでどれだけ効果的にお金を使ったかがポイントとなります。

【二元式の収支計算】

学校法人の財政状態を表す貸借対照表は、科目名の違いはありますが、企業と同じ考え方で作成されています。

計算書は、損益重視ではなく収支計算重視です。損益計算書に相当するものは「消費収支計算書」と呼ばれ、さらに、当該年度の資金の収支を表した「資金収支計算書」があります。

企業会計の基本が損益計算書、貸借対照表であるのに対し、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表が学校法人会計の基本となります。これに、複数の学部・学校を持つ学校法人は資金収支、消費収支の内訳表が必要となります。

この他に、人件費支出内訳表、及び貸借対照表の内訳として固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表の作成が義務付けられています。

学校法人会計基準の規程では前述の各計算書、内訳表、明細表(計9表)が義務付けられていますが、私立学校法では9表のほか財産目録の作成も義務づけられています。

【資金収支計算】

当該年度の教育・研究活動の収入・支出、及び支払資金の収入・支出など1年間の活動に伴う資金の顛末を表しており、キャッシュフロー計算書と同じ目的をもった計算書となります。

本計算書は予算・実績で表されており、予算実績対比・年度趨勢分析に適しておりますが、事業活動毎の収支が表されていないため、本計算書から「教育研究等事業活動」「施設等整備・投資活動」「財務活動」等のキャッシュフロー計算書を作成することが推奨されています。

【消費収支計算】

消費収支計算書は企業会計では損益計算書にあたりますが、学校法人会計基準独特のものになっています。

学校法人に帰属する収入には、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入、事業収入、雑収入等があり、一部の科目を除き、資金収支計算書と同額が計上されます。この収入を「帰属収入」と呼びます。

同様に支出科目の内、事業に必要な経常的な費用支出として、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等利息等があり、退職金関連支出、減価償却額を除き資金収支計算書と同額が計上されます。

帰属収入から学校法人の永続的維持のために必要不可欠となる資産(建物・構築物・機器備品・図書等)を基本金として組入れた後の額を消費収入と呼び、消費収入から支出(消費支出)を差し引いた額を消費収支差額と呼びます。

【貸借対照表】

年度末における資産及び負債・基本金・消費収支差額を把握し、財政状況を明らかにするものです。

(学校法人会計の構図)

資 産	負 債
	基 本 金
	消費収支差額

(企業会計の構図)

資 産	負 債
	資 本

学校法人会計計算書類の用語について

【資金収支計算書科目】

(収入)

科目名	内容
学生生徒等納付金収入	学生・生徒から納付される授業料、入学金、実験実習料、施設設備費などを計上しており、学園運営のための収入のうち最も大きな割合を占めます。高校部門においては、地方自治体からの軽減補助金を△表示しています。
手数料収入	入学検定料、試験料、証明手数料等の収入を計上します。この他に、大学入試センター試験会場校としての実施手数料収入も計上しています。 入学検定料(受験料)は翌年度入学希望者への入学試験を実施する際の収入で、試験料は、編入試験時の試験料です。証明手数料には、在学証明、卒業証明、成績証明などがあります。
寄付金収入	寄付金には、寄付者がその使用用途を特定する特別寄付金と、特定しない一般寄付金があります。また、消費収支には、現金を伴わない物品(蔵書・備品等)の寄付を受けた場合に計上する現物寄付金という科目があります。
補助金収入	国や地方公共団体から交付される補助金額を計上しております。委託事業等については、事業収入または雑収入に計上しています。
資産運用収入	預貯金の受取利息や配当金の収入と、体育館・教室等の施設を学外団体へ貸し出した際の施設設備利用料を計上しています。預貯金のうち、使用目的を特定している預金(奨学基金等)については科目を分けて表示しています。
資産売却収入	有形固定資産(土地、車輛等)を売却した際に発生する収入を計上します。この他に、有価証券などを売却した際の収入も計上することになります。
事業収入	補助活動、受託事業、公開講座に関する収入のほか、教員免許更新のための講習収入や、看護学部等の国家試験対策費用についても計上しています。
雑収入	退職金財団からの収入と、高校における過去問題集販売等、他に記載している大科目に含まれない各種の収入を計上します。 退職金財団とは、大学は(財)私学退職金財団、中学校・高等学校は(財)京都府私学退職金財団に加入しており、学園側から掛金を支払っています。 消費収支計算書では(財)京都府私学退職金財団からの収入について退職金と相殺して計上しているため、資金収支計算書と消費収支計算書が同額になりません。
借入金等収入	長期借入金と短期借入金があり、1年以内に返済する予定のものを短期、1年を超えるものを長期として計上します。
前受金収入	翌年度以後の収入に計上すべき収入を年度末までに受け入れた場合、この科目に計上しています。「学生生徒等納付金」で述べた授業料前受金、入学金前受金などがあります。
その他の収入	「学生生徒等納付金」から「前受金収入」までに含まれない収入を計上しています。「雑収入」との違いは、雑収入は消費収支計算書の「帰属収入」に含まれますが、その他の収入は、貸借対照表科目の資産・負債に反映します。 資産では、特定預金を取り崩し、支払資金に繰り入れたりする場合や、奨学金等の貸付金回収が発生した場合に計上し、負債では、預り金・仮受金等が発生した場合に計上します。
資金収入調整勘定	支払資金(現預金)だけで表示する現金主義で計算書を作成すると、該当年度の財務状況が見えにくくなります。そこで、学校法人会計は本来あるべき年度で収支を計上する発生主義をとっています。 収入として計上したが、「未収金」となっているものや、「前受金」等、前年度以前に収入された当該年度の活動に属するものを調整する科目です。前者が「期末未収入金」、後者が「前期末前受金」として計上します。

(支出)

科目名	内容
人件費支出	専任教職員、非常勤講師などに支給する本俸、期末手当、その他手当や、手当以外にも共済組合掛金、退職金財団掛金、各種保険料を計上します。役員への報酬もこの科目で計上しています。 人件費科目のうち、資金収支計算書と消費収支計算書では退職金に関する内容が異なります。資金収支計算書では支給する退職金額が計上されますが、消費収支計算書では、退職金財団からの交付金との関係で同額の金額が計上されません。
教育研究経費支出	教育・研究活動や奨学金、学生・生徒への学習支援、課外活動支援に対する支出を計上しています。消耗品費、光熱水費、通信運搬費、学生生活補助金、実験実習費などの科目で支出をしています。
管理経費支出	教育研究経費と同じように消耗品、光熱水費、通信運搬費などの科目がありますが、昭和46年の文部省通知により、7項目を管理経費とし、それ以外の経費については主たる用途に従って教育研究経費または管理経費に区分することになっています。 管理経費7項目 ① 役員の行う業務執行のために要する経費及び評議員会のために要する経費 ② 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費 ③ 教職員の福利厚生のための経費 ④ 教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する費用 ⑤ 学生生徒等の募集のために要する経費 ⑥ 補助活動のうち食堂、売店のために要する経費 ⑦ 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費
借入金等利息支出	公的金融機関、市中金融機関から借入を行った際、時の経過に従って発生する償還までの利払いを計上します。
借入金等返済支出	公的金融機関、市中金融機関から借入を行った場合の返済額を計上します。借入金収入の場合は、長期と短期を分けることになっていますが、借入金等返済支出は分けることはしません。
施設関係支出	土地、建物、構築物、建設仮勘定、施設利用権などがあります。建物には電気、給排水設備などの建物附属設備も含まれています。
設備関係支出	教育研究に用いる機器備品、図書、車輛、教育研究以外の目的に用いる機器備品などの支出があります。「教育研究」と「その他」の区分は、教育研究経費と管理経費の違いに準じています。備品に計上するか消耗品に計上するかは、学園の規程により定められています。
資産運用支出	奨学金の支給、退職金の支出のほか、計画にもとづき予定される施設改修や教育研究用機器の購入等への支出に対して、使用目的を定めた特定の預金として繰り入れる際に使用します。
その他の支出	「人件費」から「資産運用支出」までに該当しない支出を計上します。その他の収入と同様に資産・負債に計上する支出があり、資産では貸付金、前払金、仮払金などがあり、負債では未払金、預り金、仮受金などを計上します。
資金支出調整勘定	資金収入調整勘定と同様の考え方で、支出として計上したが未払金となっているもの、前年度までに支払っているものを調整します。前者が「期末未払金」、後者が「前期末前払金」として計上します。

【消費収支計算書科目】

(収入)

科目名	内容
学生生徒等納付金	資金収支計算書の学生生徒等納付金収入と全く同じです。
手数料	資金収支計算書の手数料収入と全く同じです。
寄付金	現金を伴わない物品(蔵書・備品等)については、消費収支計算書上に現物寄付金として計上します。
補助金	資金収支計算書の補助金収入と全く同じです。
資産運用収入	資金収支計算書の資産運用収入と全く同じです。
資産売却差額	資金収支計算書で資産売却収入として計上した収入のうち、簿価よりも高く売却された場合、簿価との差額を計上します。簿価より安く売却されたものについては、資産処分差額として計上します。
事業収入	資金収支計算書の事業収入と全く同じですが、補助活動を純額で表示している場合、増減した金額の差が計上されます。
雑収入	資金収支計算書の雑収入と同じですが、中学校・高等学校では(財)京都府私学退職金財団からの収入について、退職金と相殺して計上しますので、資金収支計算書と同額の金額が計上されません。
帰属収入	「学生生徒等納付金」から「雑収入」までをあわせたものが帰属収入です。本来的に学校法人に帰属する収入を表しております。
基本金組入額	<p>教育研究活動を行うためには、校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金などの資産が必要不可欠です。これらの教育研究活動に必要な資産のうち、継続的・計画的に維持していくべき資産の額を帰属収入から組入れた金額を基本金と呼んでいます。第1号から第4号の基本金があります。</p> <p>第1号基本金 規模の拡大や教育の充実向上のために新規の設備投資に充てた金額を計上します。</p> <p>第2号基本金 将来の新規投資に充てるために積み立てる金額を計上します。</p> <p>第3号基本金 奨学金給付事業等、元本から生じる運用益をその事業に充てる場合に計上します。(第2号は最終的には取り崩しますが、第3号は基本的には取崩しが予定されないという違いがあります。)</p> <p>第4号基本金 維持すべき支払資金(経費の1ヵ月分)相当額を計上します。</p>
消費収入の部合計	帰属収入から基本金組入額を差し引いた額を計上します。

(支出)

科目名	内容
人件費	<p>人件費科目のうち、教員人件費、職員人件費、役員報酬は資金収支計算書と同額が計上されますが、退職金に関する内容が異なります。</p> <p>資金収支計算書では支給される退職金額が計上されるのに対し、大学では、退職給与引当金から支給する退職金を取り崩すため、消費収支計算書での退職金は発生しません。その代わりに、その取り崩した後の退職給与引当金に不足(退職金財団交付予定額と退職金支給予定額の差額)が発生した場合は、退職給与引当金繰入額として消費収入の中から積み立てる必要があります。</p> <p>中学校・高等学校では、退職金財団からの交付金と退職金を相殺計上していますので、資金収支計算書の退職金とは同額にはなりません。</p>
教育研究経費	<p>減価償却額を除いて資金収支計算書と基本的に同額となります。減価償却額とは、建物や備品等の有形固定資産、その他の固定資産のその年度の減耗分です。なお、減価償却額は経費科目として計上しますが、実際に資金が支出されるわけではありません。</p>
管理経費	<p>減価償却額を除いて資金収支計算書と基本的に同額となります。</p>
借入金等利息	<p>資金収支計算書の借入金等利息支出と全く同じです。</p>
借入金等返済支出	<p>資金収支計算書の借入金等返済支出と全く同じです。</p>
資産処分差額	<p>資金収支科目で資産売却収入として計上した収入のうち、簿価より安価で売却されたものについては、資産処分差額として簿価との差額を計上します。売却以外に、資産を廃棄除却した場合には、その簿価を処分差額として計上します。</p>
徴収不能引当金	<p>学生生徒等納付金や貸付金等が徴収不能となることを想定し、過去の実績に基づき試算した結果を引当金として計上します。繰り入れる際には徴収不能引当金繰入額という科目を使用します。</p>
消費支出の部合計	<p>人件費から徴収不能引当金までの経常的な経費の合計を計上します。</p>
当年度消費収支差額	<p>消費収入の部合計から消費支出の部合計を差し引いた金額を計上します。収入が多ければ収入超過額、支出が多ければ支出超過額となります。</p> <p>消費収支差額は基本金組入額を差し引いた後の額となるため、支出超過がそのまま経営を危ぶむことにはなりません。計算書上には表れませんが、帰属収入から消費支出(経常的な必要経費)を差し引いた帰属収支差額が重要視されています。</p>